

意見書案第9号

えん罪被害者の救済のため再審決定に対する検察官の不服申立てができない制度に改めることを求める意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり花巻市議会会議規則第13条第1項の規定により提出する。

令和3年9月24日提出

花巻市議会議長 小原雅道様

提出者 花巻市議会議員 櫻井 肇

賛成者 花巻市議会議員 阿部 一男

同 本館 憲一

えん罪被害者の救済のため再審決定に対する検察官の不服申立てが
できない制度に改めることを求める意見書

えん罪被害者を救済するための再審制度はハードルが高く、えん罪被害者の救済が遅々として進まない状況にある。

現在の再審制度が抱える制度的・構造的欠陥である、と言わざるを得ない。

一例をあげれば静岡県の袴田巖さんは、犯行の証明とされた証拠の捏造が明らかとなり、再審が開始され、幾多の審理を経て死刑及び拘置の執行が停止され釈放されたが、検察の即時抗告によって、再審決定から7年たっても、えん罪が明らかになったにもかかわらずいまだ死刑囚のままである。

日本弁護士連合会は、再審法の速やかな改正を求め、再審請求手続きにおける全面的な証拠開示の制度化とともに「長い年月をかけて再審決定を得たとしても、それに対する検察官の不服申立てによってさらに審理が長期化し、時には再審決定が取り消され、振り出しに戻るという事態も繰り返されてきた」とし、さらに「再審はえん罪被害者を救済するための『最終手段』であり、無実を訴える者の人権保障のためにのみ存在する制度」である、と制度の根幹を示したうえで「えん罪被害者の速やかな救済のためには、再審決定に対する検察官の不服申立てを禁止する必要がある」と決議している（令和元年10月4日）。

よって、えん罪被害者を一刻も早く救済するため、再審決定に対する検察官の即時抗告を禁止する刑事訴訟法の改正等の制度改正を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和3年9月24日

提出先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

法務大臣

花巻市議会議長 小原雅道